

# ALONG

The amenity magazine for Shinkin executive members.

2022  
Summer  
vol.2



岐阜県岐阜市、金華山の頂に建つ岐阜城。

撮影者／小林淳

## ◎特集

幽玄の世界へいざなう「ぎふ長良川の鵜飼」、岐阜県岐阜市  
家康公大御所時代の居城であった駿府城、静岡県静岡市

地域と皆様としんきんを結ぶかけ橋アロング

ALONG（アロング）とは……に沿って、前方へ、ぐんぐん、ずっと（前へ）という意味です。地域の皆様と共に、より前方に向かって歩みたいという願いをこめたものです。

伝統文化  
GIFU

# 岐阜・長良川の鵜飼かくい



●長良川を代表する伝統的な川漁、鵜飼。長良川の鵜飼漁の技術は「国重要無形民俗文化財」に、長良川の鵜飼用具一式 122 点は「国重要有形民俗文化財」に指定されている。

鵜飼は古墳時代にも行われていたともいわれるが、美濃国（岐阜県）では七世紀に鵜飼が行わされており、室町時代になると将軍足利義教よしのりが鵜飼を観覧したという記録もある。そして、織田信長は「鵜匠」という地位を与えて鵜飼を保護したといわれ、見せるというおもてなしの手法として鵜飼を最初に取り入れたのも信長であった。江戸時代には、徳川家康も岐阜を訪れ鵜飼を見物、また、將軍家への鮎献上も始まり、鵜匠には様々な特權が与えられるなど、鵜飼は時の権力者によつて長く保護されてきた。明治二十三年からは当時の宮内省に保護され、現在は宮内庁

## 悠久の時を超えて 受け継がれてきた 鵜匠と鵜の世界。

岐阜県北部の大日ヶ岳に源流を発し、南へ岐阜県内を縦断し伊勢湾へと注ぐ長良川。市内中心を流れる川でありながら遼んだ流れは日本三大清流と呼ばれ、この清流の象徴といわれるのが鮎。長良川では鮎を中心とした川漁が盛んであるが、中でも伝統的な鮎漁の鵜飼は、千三百年の歴史を誇る。鵜飼は鵜匠うじょうと呼ばれる漁師が鵜を巧みに操り、鮎などの魚を捕らえる漁法で、長良川では、中流域に位置する岐阜市長良と関市小瀬の一か所で行われている。岐阜の夏の風物詩として受け継がれてきた鵜飼は毎年五月十一日から始められ、岐阜市長良でも鵜飼シーズンを迎えていた。

金華山と山頂にそびえる岐阜城を望み、清流が滔々と流れる長良川の川辺に浮かぶ鵜舟うぶねが静かに揺れる。空中に舞うように降り出した雨がそのままを包み込み始めると、辺りは美しい水墨画のよつな世界に色を移していく。そして夜の帳が下りるといふは風流な舞台へと変わる…。



●金華山の麓を流れる長良川沿いの遊歩道「長良川プロムナード」。川岸には鵜舟が舫われ、出船の時を待っていた。夜には鵜飼を間近に見ることもできる。

式部職鵜匠に任命された岐阜市長良の六名と関市小瀬の三名が、代々世襲で親から子へとその技を受け継いでいる。

鵜飼の鵜は渡り鳥で、野生の海鵜を捕獲する。鵜は人に懐き人が扱いやすい鳥で、とても視力が優れており、魚を丸呑みする習性がある。捕獲された鵜は、激しい訓練を経て一人前の鵜飼の鵜に成長していくが、

鵜匠は親から受け継いだ技を磨き、愛情を注いで鵜を育てる。鵜は鵜匠にとって一緒に仕事をする大切な相棒であり、ともに生活し一生懸命漁をする毎日を積み重ねていく中で、

鵜匠と鵜との間には強い絆が生まれていくという。鵜匠の手繩に導かれ、懸命に鮎を追う鵜。夕暮れのあと、鵜匠と鵜が織りなす伝統の技が披露される。



●鵜飼が始まるまでの時間、鵜飼観覧船内で川の風情を楽しみながら「鵜飼御膳」で地元食材の季節の味を堪能する。

「狩り下り」である。鵜舟と鵜飼観覧船が並走して川を下りながら漁をする

## 感動絵巻 鵜飼観覧船で 風流な舟遊びを楽しむ…。

船着き場に、風折島帽子に藍の漁服をまとい、胸あて、腰蓑をつけた

伝統装束の鵜匠が籠の鵜とともに登場。鵜匠による鵜や鵜飼についての説明を受けて、鵜飼観覧船に乗り込み、鵜飼観覧ボイントに向かう。今宵の船の舵取りはこの道二十年の女性船長さん。提灯の灯る船内に座す

と川面が近い。鵜飼観覧のスタート場所の川岸に停泊し、川と一緒になつている感覚を楽しみながら天然鮎や地元食材を使った「鵜飼御膳」での夕餉を堪能し、鵜飼が始まると待つ。このゆったりとした時間がまた心地よい。



●鵜飼で捕られた鮎は、シーズン始まりのためまだ若い鮎である。大きい魚はウグイ。



●鵜舟が川幅いっぱいに横一列になり、一齊に鮎を浅瀬に追い込む鵜飼のフィナーレ「総がらみ」。



●漁を終えて舟に上がった鵜たち。びつたりと2羽ずつが寄り添っているが、鵜は「カタライ」といって2羽がペアとして飼育される。ずっと一緒のペアの姿は微笑ましい…。

鵜匠が「ほうほう」と声をかけながら鵜を自在に操り、鮎を狩る鵜飼。鵜匠が持つ十本から十二本の手繩の先には鵜たちが水をかきわけ、その手繩を同時に操る鵜匠の華麗な技が絶え間なく続く。

夜にじっとしている鮎は、篝火の明るさと、トントントントンと舟べりをたたく音に驚いて動きだすのだといふ。動くと鮎の体は篝火に照らされ

て水中できらりと光る。そこをすかさず鵜が捕らえるのである。次々と水中に潜つては水しぶきを上げて水面に躍り出る鵜たち。鮎を嘴で捕らえて呑み込んだ鵜。その呑み込んだ鮎は緩く縛られた繩で喉元にとどま引き上げて鮎を吐き出させる。それは正に息の合った相棒のなせる業。見事な連携プレーである。鵜飼で捕られた鮎の体には鵜の嘴の痕がついており、「歯形の鮎」とも言われ特に珍重されるが、鵜によって瞬時に命を奪われた鮎は、鮮度の状態が良く味も最高と言われる。火の粉が降りかかると鵜の健気で俊敏な動きは、鮮明で迫力満点。拍手喝采であった。

一艘の鵜舟に並行する「狩り下り」が終ると、鵜舟は再び川を上り、六艘が川幅いっぱいに広がつて下り、一気に鮎を浅瀬に追い込んで捕らえ

がれた鮎を照らす。美しい舞台のようないる。受け継がれた漁法の伝統美に心搖さぶられ、篝火は燃え尽きても、胸の中の残り火はしばらく消えない…。

る「総がらみ」が行われた。鵜飼のクライマックスである。



●金華山と山頂に聳える岐阜城を望む「長良川うかいミュージアム」。多彩な展示で「ぎふ長良川の鵜飼」を紹介し、オフシーズンでも鵜飼の魅力が体感できる。

- 取材協力
- 岐阜市鵜飼観覧船事務所
- 長良川うかいミュージアム
- 岐阜信用金庫

# 静岡散歩

榮華を極めた駿府城  
歴史の欠片に時を忘れて…

駿河湾に面し、温暖な気候、豊かな海の幸と山の幸にも恵まれ、何より日本一の山、富士山の絶景をも望める静岡県静岡市。明治になって静岡と改名されるまでは、駿府として駿河国の中心都市として栄えてきた。駿府とは、駿河国府中の略で、今の静岡市に国府が置かれたことによるが、駿府が駿河の中心地となつたのは遠く飛鳥時代であった。そして、室町、戦国時代、駿河に君臨し、静岡市の礎を築いたのは大名、今川氏であったが、戦国騒乱の後、駿河を居城としたのは幼年時代をこの地で過ごした徳川家康である。



●駿府城二ノ丸の東に位置する復元された東御門・巽櫓。二ノ丸堀越しに見る巽櫓。



●駿府城公園内、本丸跡に立つ徳川家康公像。



●二ノ丸堀（中堀）に架かる東御門橋と高麗門、櫓門、東西の多聞櫓で構成される桟形門の東御門。

晩年には大御所の地として江戸を凌ぐ政治・経済・文化の中心として黄金時代を迎えた駿府。今、駿府城跡は本丸と二ノ丸が駿府城公園となり市民の憩いの場所となつているが、駿府が日本を動かしていた、といわれる家康の大御所時代に想いを馳せながら、城跡を巡つて歴史散歩を楽しみ、麗しい庭園で優雅な昔人気分に浸る、そんな豊かな時間が駿府にはゆつたりと流れていた…。

竹千代像や家康公像が駅前広場に建つJR静岡駅から御幸通りを十分ほど歩くと駿府城の外堀である三ノ丸堀の趣ある石垣が見えてくる。この外堀にかかる城代橋を渡るとかつての城内に入ることになるが、城を大きく取り囲む外堀と中堀である二ノ丸堀までの三ノ丸には、ひと際目を引く展望ロビーがある県庁別館の高層ビルが聳え立ち、学校や官公庁、病院が立ち並んでいる。

外堀の存在感にはかつての城の大きさが容易に想像できるというものだが、

城郭を包み込むように巡らされている二ノ丸堀はすべて水堀として残つており、その石垣上に構える東御門・巽櫓が見えてくると、辺りの空気は時代感が増し、時は一気に江戸時代へと遡る。徳川家康が今川氏全盛期九代義元の時代に人質として十九歳までの十二年間の幼年時代過ごし、そして五ヶ国領有時代、大御所時代を過ごした駿府に居城として城の築城を始めたのは、駿河国を領国の一つとした天正十三年（一五六八）のこと。だが、天正十七年に城は完成するも、翌年には関東に国替えされてしまう。しかし、時代の波は大きく動き、家康は天下人となり、慶長八年（一六〇三）に江戸幕府を開く。そして、同十年、将軍職を秀忠に譲ると駿府を「大御所政治」の拠点と定めて再びこの地に戻ってきたのである。この時に天正期の城は拡張修築され、輪郭式で石垣を廻らせた三重の堀（本丸、二ノ丸、三ノ丸）、そして本丸の北西には六重七階の勇壮な天守をもつ壮大な新城として生まれ変わる。

## 大御所政治の舞台となつた駿府城。

## 伝統的な木造工法に よつて甦った

### 東御門・巽櫓、坤櫓で 歴史を学ぶ…。

中堀にかかる東御門橋を渡り城内に入ると、家康もこの木造の橋を渡ったのかと思うだけで江戸時代の空気が濃くなつていく感じがしてくる。東御門橋、高麗門、櫓門、多聞櫓で構成される枠形門は、戦国時代の面影を残す堅固な守りの実践的な門といわれ、日本の伝統的な木造工法によつて復元されているが、その規模の大きさ、重厚さは圧巻で、いかにも大御所の居城らしい。

その威容さに圧倒されつつ門をくぐり、展示室になつてある東御門・巽櫓の内部に入る。内部は駿府城の復元模型や、公園内で発掘された遺跡、鬼瓦や鰐など、駿府城に関する資料が数多く展示されており、駿府城の魅力に触ることができ。模型で見るその全容に、駿府城が実際に巨大な城であつたかを実感し、駿府の時代に徐々に引き込まれていく。

統いて渡り廊下で繋がつてある巽櫓へ。巽櫓は二ノ丸の東南角に設けられた三層二重の隅櫓でL字型に建てられていて珍しい構造の櫓で、十二支の辰巳の方角にあることからそう呼ばれる。城の隅や御門周辺に設けられる櫓は戦闘時には戦闘の拠点となり、望楼、敵への攻撃、武器の保管などの役目を持つてゐるが、



●二ノ丸堀から出土した青銅製のシャチホコが展示されている。



●要所に石落とし、鉄砲狭間、矢狭間などをもつ堅固な守りの枠形門を抜けて城内へ入る。



●二ノ丸を囲む二ノ丸堀。

●駿府城の復元模型でその全容を知る。

巽櫓は駿府城の櫓の中では最も高く、勝れた櫓であつたといわれる。

二階の広い畳敷きの一角には、「竹千代の手習いの間」と掲げられた小さな畳の部屋があり竹千代（家康の幼年期の名）が人質時代に、静岡市内の臨濟寺に預けられていた時の勉強部屋が再現されていた。小さな明かりの灯つた簡素な部屋で勉学に勤しむ竹千代の後ろ姿がふつとよぎり、切なさもこみあげてくる。しかし、建物内部の天井を見上げると、そのがっしりと組まれた太い梁の立派さにその感情も失せる。ここでもまた時の権力者の絶大なる力が想像できてしまうのである。

駿府城公園内の復元されたもう一つ



●三重堀の最も内側の本丸堀（内堀）。発掘調査後、その一部が姿を現した。

た、一部の床が強化ガラス張りになつており、櫓の床下までもが見ることができる面白い。築城当時、全国から選りすぐりの技術者と資材が集められた、一部の床が強化ガラス張りになつており、櫓の床下までもが見ることができる面白い。築城当時、全国から選りすぐりの技術者と資材が集められたといわれていることを考えると、政庁と居館を兼ねた本丸御殿などはいかばかりであつたかと、想像は果てしなく広がっていく。



●江戸情緒を漂わす風情ある坤櫓。

## 貴重な歴史が明かされる 巨大な天守台の発掘現場。

本丸と二ノ丸が駿府城公園になっているが、木立に囲まれた広い広場では、楽し気に遊ぶ幼稚園児たち、静かに木陰のベンチで読書する老婦人、昼休みの休憩時間を窓ぐ人たちが思い思いの日常を過ごしていた。ここは歴史に彩られたオアシスという感じであるが、広場の向こうには天守台跡の発掘現場がある。時間空間を行ったり来たりしながら、穏やかな風景の中を歩いて発掘現場に向かう。

駿府城の天守台は寛永十二年（一六三五）の焼失後、再建されることはなく、明治時代には石垣は壊され堀も埋められてしまうが、平成二十六年八月よりその全容を明らかにするため発掘調査が始められた。

地中に埋もれていた石垣や、大量の石材が発見されている発掘現場を見渡すと、驚くほど広大である。巨城郭といふ江戸城や大阪城、名古屋城、熊本城などが思い浮かぶが、実は日本のお城の中で駿府城の天守台が一番大きかったといわれる。巨大な天守台の迫力と埋もれた歴史浪漫の現場には強力なパワーが張つていた。



●黒はんぺん、なると巻き、牛すじ…、黒い汁で煮込まれた具にだし粉をかけて食べる静岡おでん。



●公園内の「おでんやおばちゃん」では、静岡県民のソウルフードといわれる静岡おでんや、昔懐かしい駄菓子が売られている。



●天守台発掘調査現場。

## 駿河の国の名勝が 織り込まれた紅葉山庭園で 風雅なひとときを楽しむ。

中堀にかかる北門橋側に位置するかつて二ノ丸御殿と台所があつたところに、風流な庭園がある。歴史的背景を活かし、城郭の大名庭園に見られるような、遊びと楽しさを基調とし、駿河の国の名勝を織り込んだ四つの庭を中心につらわれている紅葉山庭園である。

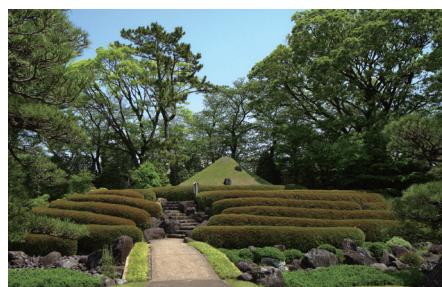
玄関門を入るとそこは美しい別世界であった。「里の庭」で花を愛で、「山里の庭」の茶畑に見立てたサツキの畠と芝に囲まれた築山は、駿河の国富士山である。「山の庭」の樹木の茂る山間の小道を、木漏れ日によく風に背中を押されながら歩く。歩を進めるたびに彩を変える美しい風景に感動し、絶え間なくシャッターを切ってしまう。「海の庭」の荒磯に見立てた水辺越しにそぞり立つ県庁別館ビル。静と動のよう被写体が一枚の画の中に違和感なく混じり合う風景は新鮮な美しさを漂わせていた。そして散策の途中の楽しみがもう一つ。立礼席で静岡のお茶とお菓子を頂きながら、芳しい茶の香に促されて想い返すのである。巡ってきた歴史の道を…。



●庭園内の立礼席で歴史に浸りながら茶処静岡を満喫する。



●風流な庭園と近代的な機能美の建物との美しき競演。



●駿河の国の自然と名勝を表わした趣ある紅葉山庭園。

石垣の濃淡、水面を揺らすさざ波。城内を出て外堀の周りを歴史が刻まれた石垣を見ながら散策するのもまたいい。石垣は場所により積み方も異なり、幾度となく繰り返された修復の跡を見て取れる。石に刻まれた刻印石も三〇〇以上もあるといわれ、この膨大な数の刻印石も天下普請で築かれた駿府城の大きな特徴なのだという。市の中心地であり近代的な都市化が進む中で、全部ではなくても外堀までが残る城は珍しいともいわれる。それは歴史を重んじる駿府人の想いが紡がれてきたからであろう。そして、普段の暮らしにさりげなく溶け込んだ歴史が、この土地には華やかに渦巻いていた。



●見事な石積み、広大な城郭、復元された建造物…、水堀沿いを散策しながら往時を偲ぶ。

■取材協力  
●しづおか焼津信用金庫

# しんきん経営者協議会ご加入者さま訪問

## オイシイ、タノシイが見つかる! みんなにも教えたい「マルヒデ岩崎製茶」

静岡市の葵区北番町にお店を構えるお茶屋さん。店舗の窓ガラスには季節毎のお洒落なペインント、日替わりの店頭販売。いつ行っても楽しめる、美味しいものが見つかる、そんなお茶屋さんの名前は「マルヒデ岩崎製茶」。毎月1日開催の静岡の美味しいものを集めた「マルヒデ百貨店」は行列ができるほど。今回は代表の岩崎泰久さんにお話を伺いました。地域の食卓に寄り添いながらお茶の販売を続けるマルヒデ岩崎製茶ですが、かつては今のような販売店ではなくお茶の卸売業でした。変わったきっかけとなつたのは2011年の東日本大震災。「風評被害でお茶が売れなくなつたんです…。国や地方自治体に助けていただいたのですが、自分たちも頑張らなければと、地域の皆様に恩返しの気持ちも込めてマルヒデ百貨店を始めました。昭和の



●お茶の美味しさを楽しく伝えてくれるスタッフの皆さん。中央が代表の岩崎泰久さん。

懐かしさや、家族の週末の楽しみのような場所にしたくて百貨店と名付きました。最初は人も疎らでしたが、これがお茶屋であることを知つてもらおうと、友人知人のお店さんにうちの店頭で人気商品を売つてもらい、ついでお客様にお茶を飲んでいただきたんです。」半年という期間限定のはずが次第に定着していき、出店希望の店舗も増えたことで今のような賑やかなお茶屋になりました。

岩崎さんが先代のお父様からお店を受け継いだのは26歳の時。「先代が突然亡くなってしまい、私はお店もお茶のことも何も分からなまま繼ぐことになりました。小売屋なら日常の風景で商売の流れが分かつたのかもしれないですが、うちは卸業でしたので、消費者の方と触れ合うこともなく…。」なのでお店の流れは当時の従業員や販売先の方から教えていただきました。資金繰りの面では信用金庫さんにお教えたいただき、当時の理事長や支店長には親代わりのように、安西支店や本部の方にも本当にお世話になりました。

「将来的安心ですね。この町は元気な高齢の方が多くて、月の買い物リズムを見っていても年金支給日はとても大事な日だと感じます。買い物に出かけることで元気になる、美味しいものに出会えば幸せになる、人とコミュニケー



●ブレンド体験に使用される様々なお茶。

ショーンができる。年金って社会の中でとても大きな役割だと思つんです。」多くの方に支えられてお茶屋になつた岩崎さんですが、お茶について素敵な考えを持たれています。「お茶つて農作物のイメージだと思うのですが実は料理なんです。農家さんが素材をつくってくれて、私たちはシェフ。だから同じお茶でもお店によつて味が違う。いいお茶をつくるには、複数のお茶を組み合わせたらどんなものができるかという芸術的な想像力と、それぞれの個性を見極め、その個性を引き出す火入れ技術、ブレンドするイメージネーションが大切なんです。一つの産地などでつくるシングルオリジンもありますが、ブレンドすることでお茶の味は立体的になり深みがでるんですよ。」

そして、これからについても伺いました。「私は先代から直接指導を受けた。「私は先代から直接指導を受けられなかつたので、永遠の初心者マニアのお茶屋なんです。常に新しいことにチャレンジしながら、このお茶の町静岡で基本に立ち返ることも大切にしたい。そして何より地元の方に愛されるお茶屋でありたいですし、全国の中で楽しめるお茶屋としては1番でいいと思っていています。」お茶の魅力を伝えながら、オイシイ、タノシイを発信し続ける岩崎さんから今後も目が離せません。皆さんもそんなワクワクするお茶屋「マルヒデ岩崎製茶」へ行ってみませんか?



●目を引くパッケージのお茶。左から、まちこ夏摘みの茶葉でつくった紅茶、春一番茶、幸せのお茶まちこ、もみ出し茶。

●取材協力  
●(株)マルヒデ岩崎製茶  
静岡市葵区北番町40・21  
☎054-271-1010  
●しずおか焼津信用金庫

# 『今』を語る 大宅映子



● 東京生まれ。国際基督教大学卒業後、PR会社勤務を経て、(株)日本インフォメーション・システムズを設立。企業・団体文化イベントの企画プロデュースを始め、国際問題政治経済、食文化などの評論、コラムでも活躍中。

コロナ禍で十分痛めつけられている上に、ロシアのウクライナ侵攻という戦争まで加わってしまった。二つの世界戦争を経て、人間は戦争の愚かさを身に染みて感じ、二度とこのようなことは起こさない、を共通認識として持つたはずなのに……。情けないことこの上ない。

第二次大戦後、世界は東西に真二つに分断され、鉄のカーテンで仕切られた。その現実の分断である、ベルリンの壁が崩壊したのが一九八九年、ソ連邦の崩壊が一九九一年だ。

東西冷戦が解消したら平和が訪れると思いきや、地域紛争が多発し、東西冷戦時代は微妙なバランスがとれていて良かったのではないか……。という妙な論も出ていた。

そうこうしているうちに、中国の勢力が急拡大し、ロシアの経済的、政治的地位は低下、アメリカも一極で世界を治める力は失った。

かくして、中国とアメリカの対立、貿易戦争がおき、新しい冷戦か、といわれたが、ソ連との冷戦と全く性質が異なる。ソ連とアメリカは交流が無いに等しかったが、昨今の中国とアメリカは経済的にお互無くてはならぬ存在だからである。

ブーチン大統領の願いは、昔の大国、強国であるソ連邦のようになりたいということだ。冷戦終結以降、NATOに



● 静岡浅間神社。

参加した国は十五ヶ国にのぼる。これ以上西側にもつていかれては困る。ウクライナはヨーロッパで一番大きい国であり、これを失つわけにはいかない。だからといって核保有の強国だと、今まで言及するブーチン大統領は許せるものではない。

国連がいくら総会で抗議宣言をまとめて、ロシアは常任理事国で拒否権行使する。国連は英語で United Nations。どこにも国際などの意味はない。第二次大戦の「連合国」（戦勝国）の集まりでしかないのだ、ということをまたしてもつきつけられている。

## 編集後記

▼マルヒデ岩崎製茶の岩崎さんに、水出しのお茶の美味しさを教えていただき、今ではその日の気温や気分に合わせて、毎日美味しいお茶を楽しんでいます。（TAE）

▼長良川うかいミュージアム館内の所々に書かれた鵜匠の言葉にぐつときたり、微笑ましく思つたり、様々な感動をもらいました。その後の観覧船は格別でした。（M・K）

▼長良川の鵜飼観覧船乗り場がある川原町はしつとりとした風情漂う町で、和傘やうちわなど、岐阜の優れた伝統工芸品にも触ることができ、しみじみと日本の良さを味わった岐阜の旅でした。（Y・Y）



【表紙】撮影者：小林 淳  
金華山の頂に建つ岐阜城。斎藤道三公が居城とした後、織田信長公が城主となり天下統一の拠点とした。現在の城は昭和31年に復興されたもので、城内は資料展示室、楼上は展望台となっている。

## 安心と豊かなセカンドライフのために 経営者年金

### 東海地区しんきん経営者協議会

〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27-3 染木第2ビル301号 【年金制度のお問い合わせは】TEL 0120-055052  
富国生命保険相互会社（事務幹事会社） 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社

# 経営者年金

拠出型企業年金保険(個人年金保険料税制適格型)

年金でのお受取りは、加入期間10年以上かつ満60歳以上の方が対象となります。

- 第1回申込受付日 令和4年1月14日～2月25日まで！(令和4年6月1日加入日)
- 第2回申込受付日 令和4年4月1日～5月15日まで！(令和4年9月1日加入日)
- 第3回申込受付日 令和4年7月1日～8月15日まで！(令和4年12月1日加入日)
- 第4回申込受付日 令和4年10月1日～11月15日まで！(令和5年3月1日加入日)

申込期間の初回掛金の振替えは、ご加入日の前月28日(休業日のときは翌営業日)となります！

## ■年金があなたの生活を支えます



## ■給付額試算表(年金月額)

加入口数1口10,000円について(単位:円)

加入年数	掛け金累計額	積立金額 (年金原資)	確定年金			保証期間付終身年金	
			10年(男・女)	15年(男・女)	20年(男・女)	10年(男性)60歳受給開始	15年(男性)60歳受給開始
10年	1,200,000	約 1,230,120	約 10,790	約 7,420	約 5,730	約 5,150	約 5,000
15	1,800,000	1,899,640	16,670	11,460	8,850	7,960	7,730
20	2,400,000	2,608,470	22,890	15,730	12,160	10,930	10,610
25	3,000,000	3,359,110	29,470	20,260	15,660	14,080	13,660
30	3,600,000	4,154,100	36,450	25,050	19,360	17,410	16,900

## ■給付額試算表(脱退一時金額)

加入口数1口10,000円について(単位:円)

加入年数	掛け金累計額	積立金額(脱退一時金額)	加入年数	掛け金累計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000	約 116,830	6年	720,000	約 721,270
2	240,000	235,000	7	840,000	846,320
3	360,000	354,510	8	960,000	972,800
4	480,000	475,380	9	1,080,000	1,100,730
5	600,000	597,620	10	1,200,000	1,230,120

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあります。将来の支払額をお約束するものではありません。

(1) 11,000口を常に維持していること。

(2) 加入者全員の掛け金が毎月末までに入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定期率(令和3年10月1日現在)、および引受け割合(令和3年10月1日現在)にもとづき計算しております。予定期率については、今後変更されることがあります。

(4) 給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。

①毎年の配当金はそれぞれの払込時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。

②決算実績によっては配当金をお支払いできない年份もあります。

③毎年の決算(5月末)により、配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。

④年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。

(5) 早期に脱退されますと元本割れする場合がありますので、ご注意ください。(赤字)

(注)保証期間付終身年金の年金額は、男性の場合であり、女性の場合は若干低くなります。

## ご加入になれる方

● 東海地区しんきん経営者協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主で、加入時年齢が満20歳以上、満70歳未満の健康で正常に就業している方。

## 掛け金の払込方法

● 初回は各ご加入日の前月28日、以降毎月28日(休業日のときは翌営業日)に、翌月分掛け金をご指定の信用金庫口座から振り替えます。

● 掛け金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただけます。法人事業所の役員の場合は、掛け金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛け金相当額を役員給与で経理処理していただきます(会社の資産計上とはなりません)。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

## 掛け金と払込みの満了

● 年齢にかかわりなく1口10,000円で、お一人最高10口100,000円までご加入になれます。

● 掛け金には1口につき155円の制度運営事務費が含まれます。

れてています。

- 掛け金は、満80歳まで払い込むことができます。
- 最初に決めた掛け金を増口(年1回、6月1日加入日にお取扱いします)したり、一部払込を中止することもできます。一部払込中止分に相当する積立金のお支払いは中止時には行わず、脱退・死亡・満了時にあわせてお支払いします。
- 一部払込中止の事由  
災害、疾病・障害、住宅の取得、教育、結婚、債務の弁済、その他掛け金の拠出に支障がある場合。

## 年金のお受取り

- 加入期間10年以上かつ満60歳以上で脱退されたとき、または満80歳で払込満了となったとき年金を受け取ることができます。
- 年金の受取人はご加入者本人となります。
- 満60歳以上で脱退された場合でも、3ヵ月連続の口座振替不能による自動脱退の場合は、一時金での受取りとなります。
- 年金は、毎年1・4・7・10月の15日に3ヵ月分まとめて指定された信用金庫口座にお振込みいたします。
- 年金の受取りにかえて、一時金で受け取ることもできます。

## ご加入者が脱退された場合

●年金受給権取得前に脱退された場合(自動脱退を含む)はその時点の積立金額をご加入者本人が一時金で受け取れます。

## ご加入者が万一なくなられた場合

●ご加入者が掛け金払込期間中に死亡されたときは遺族一時金額(その時点の積立金額に払込中の掛け金1口について10,000円を加えた額)を遺族の方が受け取れます。

## 税務上の取扱い

●ご加入者が負担された掛け金のうち制度運営事務費(1口につき155円)を控除した額が、個人年金保険料控除の対象となります。(所得税法第76条)

上記のお取扱いは令和3年10月1日現在の税制によるもの、将来変更される場合があります。なお、平成24年1月1日より生命保険料控除制度が改正されておりますが、この経営者年金の掛け金については改正前の旧制度による保険料として取り扱われます。個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

## ご意向確認のお願い

拠出型企業年金保険は、自努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに本パンフレットをご覧いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、掛け金などがお客様のご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。また、このパンフレットは、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

## 個人情報に関するお知らせ

当該保険の運営にあたっては、東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会)はご加入者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日など)(以下、個人情報)を取り扱い、協議会が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ)へ提供します。協議会は、当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理・一時金・年金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関する業務のために使用し、また、協議会および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き協議会および生命保険会社においてそれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

## この制度についてのお問い合わせは

### 東海地区しんきん経営者協議会事務局

〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号  
TEL 0120-055052(フリーダイヤル)

## ●しんきん経営者協議会

信用金庫の主要取引先である地元企業の発展に協力するために結成され種々の有用な情報の提供・福利厚生事業の実施などを行います。

## ■(引)受保険会社および引受け割合

(事務幹事会社)富国生命保険相互会社(30.2%)

日本生命保険相互会社(24.5%) 明治安田生命保険相互会社(20.2%) 第一生命保険株式会社(13.1%)

住友生命保険相互会社(8.5%) 太陽生命保険株式会社(3.5%)

※引受け割合は令和3年10月1日現在の割合となっております。

## ●「制度の運営」

この制度は、東海地区しんきん経営者協議会が上記引受保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」にもとづき運営いたします。上記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受け割合による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受け割合は変更することができます。なお、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受け割合が上記引受け割合と異なる場合があります。

## 特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

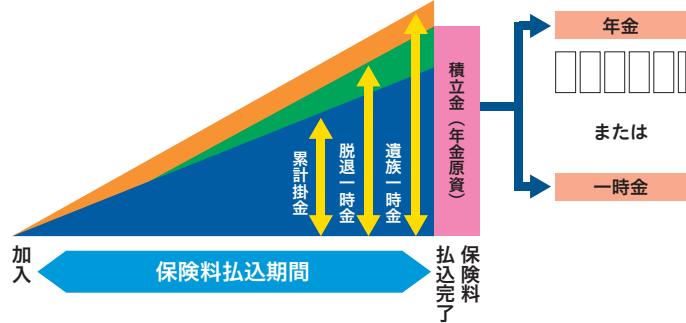
この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をあわせてご参照いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、保険料などがお客様のご意向に沿った内容となっているか、ご確認ください。

### 1. 商品名称

拠出型企業年金保険

### 2. 商品の特徴

東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会と記載)所属の会員事業所の役員および個人事業主の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、協議会を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金にかえて一時金として受け取ることもできます。)また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。



### 3. 積立金について

- お払込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては加入勧奨用資料(パンフレット)に記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意ください。)
- 加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

### 4. 加入資格、保険料、保険期間などについて

- 加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、保険料払込完了年齢、年金受取開始時期、年金受取期間などにつきましては加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。
- 退会などにより協議会の会員でなくなった場合はすみやかに脱退していただきます。

### 5. 年金や一時金が主に支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。

- 基本年金、中途脱退年金・一時金  
保険料払込完了年齢を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。保険料払込完了年齢前に脱退される場合は、条件により中途脱退年金をお支払いします。  
一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いにかえて一時金をお支払いします。また、積立金(年金原資)から計算した年金額が月額1万円以下となる場合にも一時金でお支払いします(税制適格制度の場合を除く)。
- 遺族一時金  
加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いします。

### 6. 配当金について

- 毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 保険料払込期間中の配当金は積立金の積増しのために充当し、年金受給権取得後の配当金は年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

### 7. 引受保険会社について

この保険契約は、富国生命保険相互会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います(給付に際しての負担割合は相違する場合があります)。なお、引受保険会社および引受割合は変更することができます。引受保険会社および引受割合は加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

## 特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、支払事由の詳細やご契約の内容に関する事項その他の詳細につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所を必ずご参照ください。

### 1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険については、東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会と記載）を契約者とする企業保険契約であることから、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### 2. ご加入の責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加) 加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 3. 加入資格について

申込日現在、健康で正常に就業している協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主の方がご加入いただけます。また、退会などにより加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続が必要です。加入資格の詳細につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

### 4. 年金や一時金のご請求について

- 年金や一時金のご請求の方法は、『しんきん経営者年金制度ご加入のしおり』をご覧ください。お客様からのご請求に応じて、年金や一時金をお支払いする必要がありますので、年金や一時金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに問合せ先にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いできない場合につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)およびこの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」の該当箇所にてご確認ください。
- 年金や一時金の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の年金や保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合には、すみやかに問合せ先にご連絡ください。

### 5. 年金や一時金の支払制限について

- 次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、その受取人にはお支払いせず、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に未支払の年金原資をお支払いします。
  - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあります。既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
  - 受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
  - 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
  - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（保険料の増額）の際に告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
  - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

### 6. 保険料の払込みについて

ご加入者から保険料の払込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消または脱退していただくことがあります。

### 7. ご契約の継続について

この保険については、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続できなくなる場合があります。

### 8. 脱退時の一時金額について

この保険の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退時の一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

### 9. 予定利率などの変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および関係法令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することができます。

### 10. 業務または財産の状況の変化による保険金額、年金額、給付金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

### 11. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額や年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[生命保険契約者保護機構] Tel: 03-3286-2820

(月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 12. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

### 13. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客様の個人情報をお取扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取扱いの詳細について、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所を必ずご確認いただき、同意のうえお申込みください。

### 14. ご照会・苦情について

○この保険に関する手続きや契約に関するご照会および当紙面に関するご照会などについては

富国生命保険相互会社 名古屋支社 TEL 052-386-6186

（受付時間 平日9:00～17:00 \* 12月30日から1月3日を除く）  
までお問合わせください。

# しんきん経営者協議会 ご入会のおすすめ

## しんきん経営者協議会とは

本会は信用金庫の主要取引先であります地元中小企業の発展に協力するため会員となられた中小企業経営者および個人事業主の方々に対して、有益な「金融・経済に関する講演会の開催」「情報誌の提供」「会員の方々のための福利厚生事業」などを行っております。また、会員の方々の特典として経営者年金制度も取り扱っています。



## ● ご入会資格

本会にご入会いただけますのは、信用金庫の会員となっている法人および個人事業主の方です。ご入会をご希望の方は以下の申込書をお送りください。



## 〈個人情報に関するお知らせ〉

東海地区しんきん経営者協議会の運営にあたっては、ご入会者の事業所、代表者名、事業所所在地および取引金庫名などの個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱い、各単位しんきん経営者協議会（以下「協議会」という）へ送付します。

協議会は、本会の運営において入手する個人情報を本会の目的達成のための事業（経済・金融等に関する情報交換、情報提供、会員のための福利厚生および親睦など）に使用します。

なお、今後個人情報に変更が発生した際にも、前記に準じ個人情報を取り扱います。

送付先 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 東海地区しんきん経営者協議会

きりとり -----

## しんきん経営者協議会入会申込書

単位しんきん経営者協議会 御中

		申込日	令和 年 月 日
事業所名	フリガナ	信用金庫名	
代表者名	フリガナ	代表者印	印
事業所所在地	フリガナ 郵便番号 □□□-□□□ 県 市・郡	電話番号	市外局番 ( ) -
本入会申込書に記載した個人情報の取扱いについて、申込時に「ご入会のおすすめ」を受領し、その記載内容を承知し、同意のうえ、入会を申し込みます。			同意確認印

※ご記入・押印のうえ、しんきん経営者年金制度加入申込書の封筒に同封してください。 12

# 経営者年金制度ご加入者向け 傷害保険制度

(交通事故傷害保険)

経営者年金制度へご加入の方が不慮の事故(「交通事故」「建物・乗物の火災」)によって被った傷害で、万一死亡された場合に交通事故傷害保険金が支払われます。

本制度は東海地区しんきん経営者協議会が共栄火災海上保険(株)との間で保険契約を締結しています。保険料は東海地区しんきん経営者協議会で負担いたしますのでご加入者のご負担はございません。

【引受保険会社】 共栄火災海上保険株式会社

【契 約 者】 東海地区しんきん経営者協議会

【被 保 險 者】 東海地区しんきん経営者年金制度ご加入者  
(注) 年金受給者および中途脱退者を除きます。

【保 険 金 額】 死亡・後遺障害50万円

(令和3年6月1日からの保険金額となります)

## 保険金をお支払いする主な場合

交通事故または建物内・乗物内での火災などによる傷害を被った日から、180日以内に死亡された場合、保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

故意・自殺・けんか・犯罪行為・自動車等の無資格・酒酔い運転、地震・噴火・津波による傷害、職務として荷役作業または乗物の修理・点検・整備・清掃作業に直接起因する事故など

※ご都合により、傷害保険制度へのご加入を希望されない場合はお申し出ください。

この制度についてのお問い合わせは、東海地区しんきん経営者協議会事務局まで フリーダイヤル 0120-055052

共栄火災海上保険株式会社

中京支店 名古屋市中区丸の内 2-19-21 ☎ 052(211)1358 静岡支店・静岡市葵区両替町 2-6-5 ☎ 054(253)5145

東海地区しんきん経営者協議会 0120-055052 (フリーダイヤル)

やまおり

名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル 301号

(切手不要)

232  
30日まで  
令和4年11月  
差出有効期限

料金受取人払郵便  
名古屋中局認  
承

4  
6  
0  
8  
7  
9  
0  
334

ひめぎみ

氏名	
住所	〒

やまおり

# しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

## 東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入ください。

※ゴム印でなく手書きでご記入ください。

1.募集時の説明資料（ご契約の概要・注意喚起情報・経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンフレット）を受領し、制度内容等重要な事項を承諾のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認し、保険契約者（団体）を経由して経営者年金（拠出型企業年金保険）への加入を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても「経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンフレット」により、その記載内容を承認し、同意のうえ、加入を申し込みます。なお、現在加入資格を有し、正常に勤務しています。

2.本制度の掛金を口座振替により払い込みますので下記の金融機関を指定して依頼します。

※制度内容を必ずご確認ください。

印
会員であること確認しました。
事業所口座をご記入ください。 （個人事業主の方は個人口座でも可。）

申込日	令和 年 月 日	第1回申込受付日 ●令和4年1月14日～2月25日まで! (令和4年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和4年4月1日～5月15日まで! (令和4年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和4年7月1日～8月15日まで! (令和4年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和4年10月1日～11月15日まで! (令和5年3月1日加入日)								
会員事業所欄	事業所名	フリガナ				事業所印				
	事業所区分	1. 法人 (○で囲んでください)	役員の方がご加入になれます。							
	2. 個人事業主	個人事業主の方がご加入になれます。								
事業所欄	代表者	フリガナ								
	郵便番号	フリガナ								
	□□□□□□□□	県	市 郡							
事業所所在地	フリガナ			電話番号	号室様方					
加入区分	加入者番号	補助	加入者氏名			性別	生年月日	加入口数		
経営者年金加入者欄	新規2040	1	0	フリガナ			個人同意印 印	1男 3女 3昭和 4平成	年 月 日	□
	新規2040	2	0	フリガナ			個人同意印 印	1男 3女 3昭和 4平成	年 月 日	□
新規2040	3	0	フリガナ			個人同意印 印	1男 3女 3昭和 4平成	年 月 日	□	
住所C・補助住所										
フコク生命使用欄										

## しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

信用金庫 御中

新規加入事業所用

預金振替口座欄	預金名義人	フリガナ	印	令和 年 月 日
				金融機関使用欄
				1. 印鑑相違 2. 預金取引なし 3. 記載事項等相違 店名・預金種目 口座番号・口座名義 4. その他( )
				不備返却事由
				検印 印鑑照合
信用金庫コード		1 5	本・支店コード	電話番号
				— —
			店	預金種目
				1. 普通(総合) 2. 当座
				口座番号

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

- 私が支払うべき掛金について資金庫に請求書などが送付されたときは、私に通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替えのうえ、お支払ください。  
なお、振替日が変更された場合には、請求書などに記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の振替えにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかるわざ、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書などの金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書などを返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫には迷惑をかけません。

振替開始 加入日の前月 28 日(休業日のときは翌営業日)

振替日 毎月 28 日(休業日のときは翌営業日)

# 「しんきん経営者年金制度加入申込書」記入方法

**しんきん経営者年金制度加入申込書** 新規加入事業所用 HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入ください。  
※ゴム印でなく手書きでご記入ください。

1.募集時の説明資料(ご契約の概要・注意事項  
契約の概要・注意事項)の  
提出型企業年金保険の  
パンフレット)を郵便頒  
し、制度内容等重要な  
事項を承認のうえ、申  
込内容が自らの意向に  
沿ったものであることを  
ご確認し、保険契約者  
(団体)を経由して経営  
者年金(提出型企業年  
金保険)への加入を申  
し込みます。また、個人  
情報の取り扱いについて  
の確認と、経営者年金保  
険(提出型企業年金保  
険)のパンフレット)によ  
り、その記載内容を承認  
し込みます。  
なお、現行加入資格を  
有し、正常に勤務して  
います。  
2.制度の料金を口座振替  
により受け入れますので下記の金融機関を  
指定して依頼します。  
※制度内容を必ずご確認  
ください。

会員事業所欄

①申込日 令和〇〇年〇月〇日  
第1回申込受付日 ●令和4年1月14日～2月25日まで!  
（令和4年6月1日加入）  
第2回申込受付日 ●令和4年4月1日～5月15日まで!  
（令和4年9月1日加入）  
第3回申込受付日 ●令和4年7月1日～8月15日まで!  
（令和4年12月1日加入）  
第4回申込受付日 ●令和4年10月1日～11月15日まで!  
（令和5年3月1日加入）

②事業所名 フリガナ (カ)フコクショウジ  
株式会社 富国商事

事業所区分 ①法人 役員の方がご加入になります。  
2.個人事業主 個人事業主の方がご加入になります。

③事業所所在地 郵便番号 フリガナ アイチ ナゴヤ ナカク  
4600006 愛知県 名古屋市 中区  
フリガナ アオイ 電話番号 葵〇-〇-〇 号室様方 052-000-0000

協議会使用欄

印 会員であることを確認しました。

事業所口座をご記入ください。  
(個人事業主の方は個人口座でも可)

④経営者年金加入者欄

加入区分	加入者番号	補助	加入者氏名	性別	生年月日	加入口数
新規2040	1 0		フリガナ フコク タロウ	個人同意印 富國	①男 3昭和 3女 4平成 40 2 3 5	□
新規2040	2 0		富国 太郎	個人同意印 富國	1男 3昭和 3女 4平成 45 11 20 3	□
新規2040	3 0		フリガナ	個人同意印 印	1男 3昭和 3女 4平成	□

住所C・補助住所

⑤しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

〇〇〇 信用金庫 御中	新規加入事業所用	〇〇〇 信用金庫 御中	△△△ 店
預金振替口座欄	預金振替口座欄	預金振替口座欄	預金振替口座欄
フリガナ (カ)フコクショウジ (ダ)フコクタロウ	株式会社 富国商事 代表取締役 富国太郎	〇〇〇 信用金庫	△△△ 店
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	預金種目 ①普通(総合) 2.当座	口座番号 1234567	振替開始 加入日の前月28日(休業日のときは翌営業日)
信用金庫コード 1 5 * * 本・支店コード * * * *	口座番号	振替日 每月28日(休業日のときは翌営業日)	検印 印鑑照合

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

1.私が支払うべき掛金について貴金庫に請求書などが送付されたときは、私は通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替えるうえ、お支払いください。  
なお、振替口座が変更された場合には、請求書などに記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。

2.預金の振替えにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の提出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。

3.預金口座の残高が振替日ににおいて請求書などの金額に満たないときは、私は通知することなく、請求書などを返却されてもさしつかえありません。

4.この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。

5.この預金口座振替について粉譲りが生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫には迷惑をかけません。

**ご記入方法**

- ①申込日を記入してください。
- ②事業所名・代表者名(漢字・フリガナ)を記入し、事業所印を押印してください。また、事業所の区分を○で囲んでください。
- ③事業所所在地(漢字・フリガナ)、電話番号を記入してください。
- ④加入者氏名(漢字・フリガナ)を記入してください。個人同意印(加入者印)を押印してください。性別、生年月日、加入口数を記入してください。
- ⑤口座名義人(漢字・フリガナ)、信用金庫名、信用金庫コード、本・支店名、本・支店コード、電話番号を記入のうえ預金種目を○で囲み、口座番号を記入してください。また、口座届出印を押印してください。

**〈その他の留意事項〉**

- 経営者年金の加入資格について  
満20歳以上満70歳未満の健康で正常に就業している方で事業所が法人の場合は役員のみ、個人事業所の場合は代表者のみ(専従者は加入不可。)の加入に限ります。
- 掛金の負担者について  
掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただけます。法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます(会社の資産計上とはなりません)。※損金算入できない場合もあります。3ヶ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

経営者・個人事業主の皆さんへ

# 経営者年金

拠出型企業年金保険(個人年金保険料税制適格型)



「セカンドライフ」をより豊かに! 年金があなたの生活を支えます

「経営者年金」は、中小企業の経営者および個人事業主の公的年金を補うことの目的としたしんきん経営者協議会会員のための私的年金制度です。

特長その①

掛金は  
月々1万円  
から!



特長その②

選べる!  
自分に合う  
年金受取方法!



特長その③

もしもの時も  
安心!

掛金払込期間中に万一亡くなられた場合は、ご遺族の方が「遺族一時金」を受け取ることができます。

経営者年金制度  
の内容をスマート  
フォンでご覧いただけます!



※詳しい制度内容については、本冊子9ページの「経営者年金制度の内容」、10ページの「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、11ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

詳しい制度・内容に関するお問い合わせは…

東海地区しんきん経営者協議会 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 ☎ 0120-055052

出張旅費から事務用品の購入まで、  
経費の動きが一目瞭然。  
あなたのビジネスをバックアップします。

## 中部しんきん法人カード



株式会社 中部しんきんカード

VISA 0570-020080 (ナビダイヤル・有料)

JCB 0570-003350 (ナビダイヤル・有料)

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始休)



<https://www.chubu-shinkincard.com>

ザ・ミュージュアル  
100

fukoku100.jp

© 2022 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. L622343

富国生命保険相互会社 名古屋支社  
〒460-0006 名古屋市中区葵1-20-22  
☎ 052-386-6186 (受付 - しんきん - 0166 (2022.6.1))

Road to  
100  
すてきな未来応援します  
フコク生命